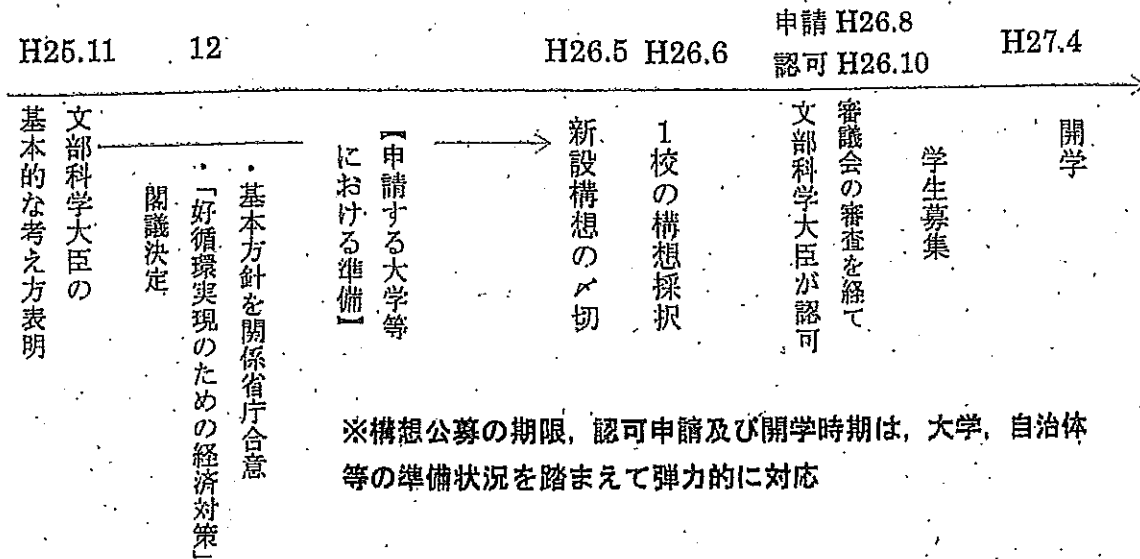


<最短スケジュール例※> 既存大学に医学部を設置し、H27年4月開学を行う場合



### 1. 現在の医学部設置基準及び過去の規程に定めのあるもの

- 附属病院の設置 (大学設置基準第39条第1項)  
医学部を置く大学は、教育研究に必要な施設として、附属病院を置かなければならない。
- 医学部の必要専任教員数 (大学設置基準第13条、別表第1のロ)
- 医学部及び附属病院の面積 (大学設置基準第37条の2、別表3のロ)
- 附属病院の病床数 (医学部設置審査基準要綱 (平成3年廃止))

	専任教員数	校舎面積(m <sup>2</sup> ) 附属病院面積(m <sup>2</sup> )	(附属病院病床数)
収容定員360人まで (入学定員60人まで)	130人	12,650 28,050	(600)
収容定員480人まで (入学定員61~80人まで)	140人	14,300 31,100	(700※)
収容定員600人まで (入学定員81~100人まで)	140人	16,750 33,100	(800※)
収容定員720人まで (入学定員101~120人まで)	140人	18,250 35,100	(900※)

※専任教員数のうち、教授・准教授・講師の人数は60人以上、うち30人以上は教授とする。(大学設置基準別表第1のロ備考第1号)

※600床を超える部分については、附属病院の他に、関連教育病院の教育に使用される病床をもって充てることことができる。(医学部設置審査基準要綱)